

医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書 (第2版) について

事例解説書初版の公開についてのご報告

- 令和元年度以降、医療広告協議会にて協議を重ねて、とりまとめを行った「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書」が、令和3年7月26日に初版公開された。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療法における病院等の広告規制について

健康・医療 **医療法における病院等の広告規制について**

政策について

分野別の政策一覧

施策紹介

関係規程等

- 医療法（昭和23年法律第205号）（抜粋） [PDF形式：98KB]
- 医療法施行令（昭和23年政令第326号） [PDF形式：71KB]
- 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）（抜粋） [PDF形式：100KB]
- 医療、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号） [PDF形式：101KB]
- 広告可能な診療科名の改正について（平成20年3月31日医政発第0331042号） [PDF形式：442KB]
- 「医療法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）（医政発0614第6号平成29年6月14日） [PDF形式：180KB]
- 「医療法等の一部を改正する法律」の概要について（医療に関する広告規制の見直し）（平成29年6月14日） [PDF形式：149KB]
- 医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医療、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示の施行について（通知）（医政発0929第7号令和3年9月29日） [PDF形式：251KB]
- 医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医療、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する件について（通知）（令和3年3月25日付け医政発0325第11号） [PDF形式：108KB]
 - 別添1（改正告示） [PDF形式：49KB]
 - 別添2（医療広告ガイドライン） [PDF形式：1,072KB]
- 「医療若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）に関するQ&Aについて」の改訂について（事務連絡）（平成30年10月24日） [PDF形式：47KB]
- 別添（医療広告ガイドラインに関するQ&A） [PDF形式：239KB]
- 「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書について」（事務連絡）（令和3年7月26日） [PDF形式：52KB]
- 別紙（医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書） [PDF形式：1,136KB]**

他分野の取り組み

- 組織別の政策一覧
- 各種助成金・奨励金等の制度
- 審議会・研究会等
- 国会会議録
- 予算および決算・税制の概要
- 政策評価・独法評価

関連リンク

- 情報配信サービスメニュー登録
- 子どものページ

標準ホームページ

医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書

令和3年7月 作成

（別紙）

ネットパトロール事業における活用事例

- ネットパトロール事業では、医療広告規制に抵触する広告が確認された医療機関に対して通知する注意喚起の文書に、参考資料として事例解説書の事例を同封する運用を開始した。
- 注意喚起後の医療機関からの問い合わせ対応でも、積極的に事例解説書を参照いただくよう、誘導している。



ネットパトロール事業者



医療機関

事例解説書

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について (17) 自由診療における限定解除 (全体概要)

限定解除を満たしていない表現

自由診療は、一部の例外を除いて広告可能事項には該当しないため、原則として広告できない。しかし、広告可能事項の限定解除要件を満たさずかつ禁止される広告に該当しない場合は、広告可能事項に該当するからかたよる広告である。

以下の事例は、「提供している治療内容と治療に必要な標準的な費用」や「治療の主な副作用・リスク」の記載がない、又は不十分で、限定解除要件を満たしていない。

治療方法：インプラント

電話 03-XXXX-XXXX
Mail XXXXXXX@y.jp

「標準必要とされる治療内容」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

→ 類似具体例は、p.26「事例① 治療内容」を参照

「治療期間及び回数」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

→ 類似具体例は、p.26「事例② 治療期間及び回数」を参照

「標準的な費用」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

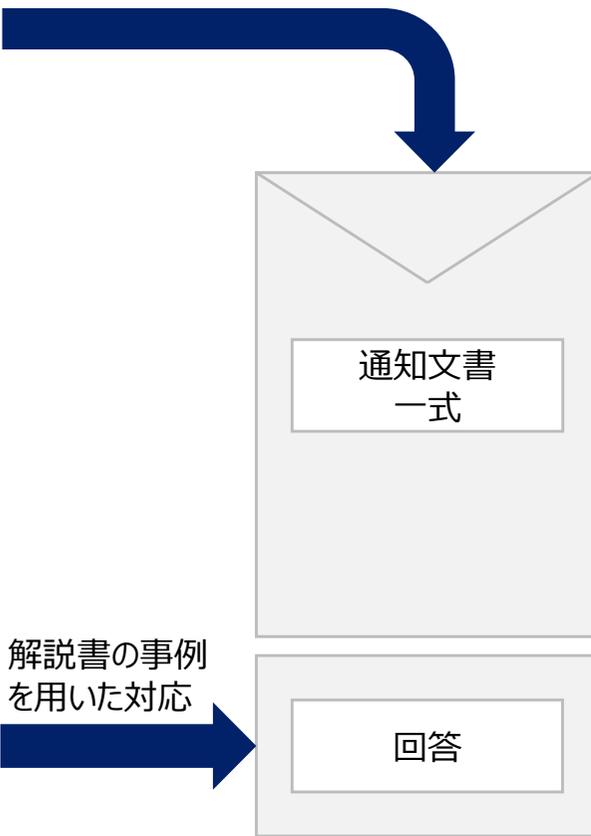
→ 類似具体例は、p.27「事例③ 標準的な費用」を参照

「主な副作用や副作用」が記載されていない、または国民や患者に対して適切かつ十分な情報を分かりやすく提供していない

→ 類似具体例は、p.28「事例④ 主な副作用、副作用」を参照

医療法関連法令 法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン 第501 基本的な考え方、第502 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A Q9-11.5-12

過去のネットパトロール事業で違反が多い事例や、注意喚起後も改善に至りにくい事例を中心に、参考資料として同封



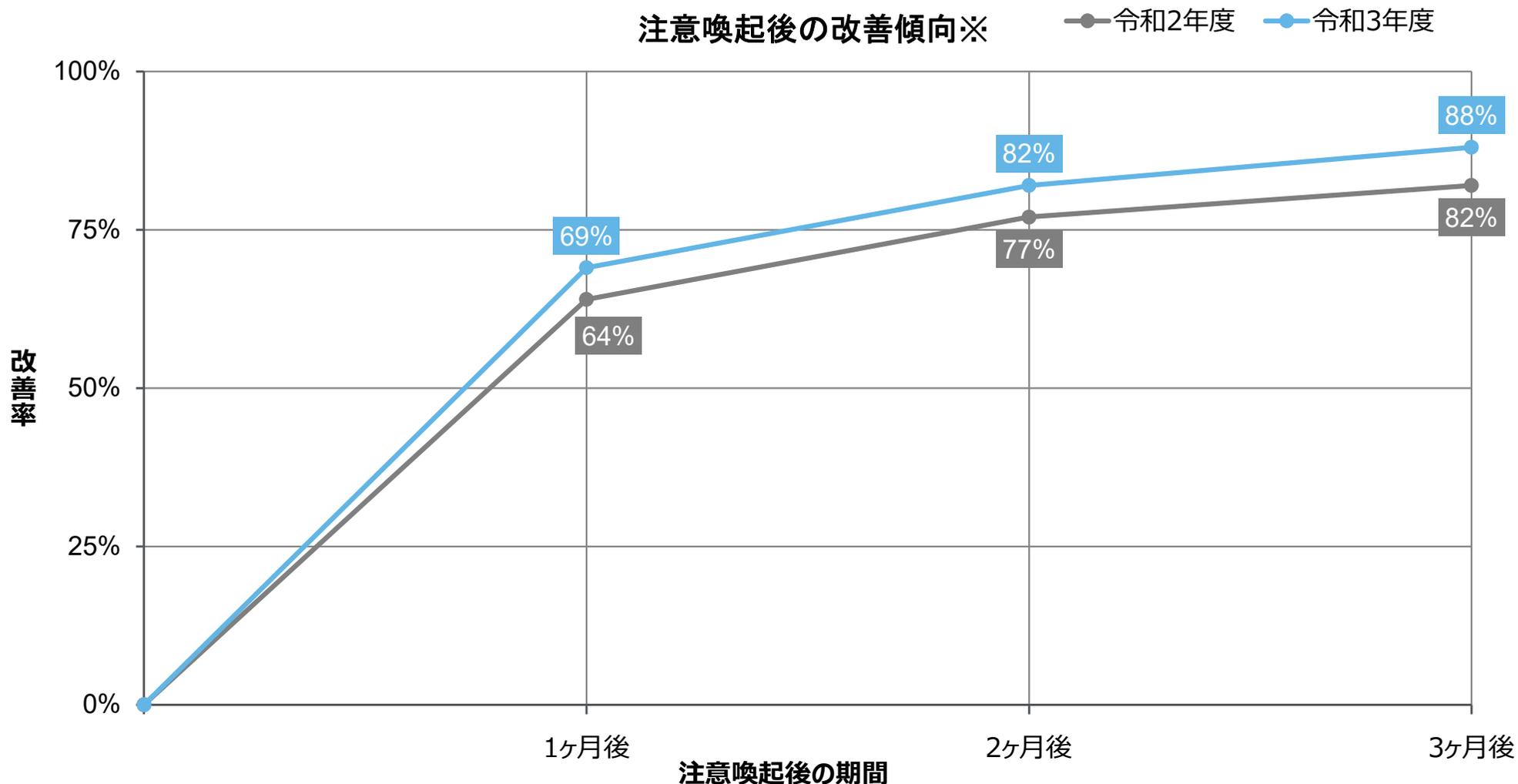
<期待効果>

医療広告ガイドライン等のみでは改善に至りにくかったケースにおいても、改善につながる

特に、理解不足に起因していたケースへの効果が期待される

【参考】令和3年度ネットパトロール事業における改善率

- 令和3年度は、注意喚起後の改善率が前年度よりやや向上しており、注意喚起から3ヶ月時点で約9割の医療機関が改善に至っている。



※医療機関通知日以降の一定期間（1か月、2か月、3か月）時点での、医療機関通知件数に占める「改善」又は「広告中止」件数の割合を算出。なお、月数については、30日を1ヶ月としてカウント。

事例解説書第2版（案）の更新点（1/2）

分類	事例	対応		事例の内容
		新規作成	修正	
1. 広告が禁止される事例	他の医療機関との比較 （比較優良広告）		● P.8-9	<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロール事業において、近隣の医療機関と自らを比較している広告が多く見受けられるため、「特定の医療機関と自らの費用を比較して、自らの病院等が他の医療機関よりも優良である旨を強調した事例」を追加した。
	体験談（省令禁止事項） ※医療機関のスタッフによる記載	● P.17		<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロール事業において、医療機関の院長等が実際に治療を受け、施術内容や効果を広告している事例が多く見受けられるため、「院長が自らが受けた治療について、施術内容や効果を記載している事例」を新規作成した。 また実際に治療等を受けた人に限らず、伝聞等により記載した内容も医療広告規制の対象になるため、「医療機関スタッフが患者等の体験内容を代筆している事例」を新規作成した。
	体験談（省令禁止事項） ※体験談の編集	● P.18		<ul style="list-style-type: none"> 医療機関が、口コミ等の内容について、特定の業者に対して削除や患者等に成りすました高評価を依頼するケースが、一部で問題視されるようになっており、「体験談の内容を業者等に依頼して編集した事例」を新規作成した。

事例解説書第2版（案）の更新点（2/2）

分類	事例	対応		事例の内容
		新規作成	修正	
4. 広告するにあたって注意が必要な事例	費用を強調した広告	● P.37		<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロール事業において、特に美容分野ではキャンペーンや割引価格を大きな文字で記載する等の強調表現が多く見受けられるため、「キャンペーンや割引価格の強調など費用を前面に押し出した事例」と「会員特典等で不当に患者等を誘引する恐れのある事例」を新規作成した。
	医薬品の販売名	● P.38		<ul style="list-style-type: none"> 医薬品には「一般的名称」と「販売名」が存在するが、「販売名」は、医薬品医療機器等法の広告規制の趣旨に鑑み、広告を行ってはならないとされている。一方で、ネットパトロール事業での対応においては認識されていない医療機関が多いことが確認できており、「医薬品の名称について、「販売名」で広告している違反事例」と、「「一般的名称」に変更した改善例」を新規作成した。
	バナー広告における違反	● P.39		<ul style="list-style-type: none"> バナー広告やリスティング広告は、医療機関のウェブサイトとは異なり、限定解除要件①（患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告）を満たさず、広告可能事項以外の広告はできないという特徴があり、規制を周知するため、「バナー広告やリスティング広告において、広告可能事項以外の広告を記載している事例」を新規作成した。
	リスティング広告における違反	● P.40		
	特定の人のみが閲覧可能な広告における違反	● P.41		<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロール事業において、医療機関への注意喚起後にて、会員限定ページに変更する対応が見受けられたため、「会員等の特定の人のみ閲覧可能なウェブサイトにおいて、医療広告規制に抵触する内容を広告している事例」を新規作成した。